

ふくし TIMES

http://www.knsyk.jp

vol. 748



ともしび運動

2014. 3

福祉タイムズ

編集・発行 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会



(撮影・菊地信夫)

みんなと一緒においしく楽しく

「たとえばコロッケの衣にコーンフレークを使うと、冷めてもサクサクとした食感でとってもおいしいんです。小麦アレルギーがあっても、お友だちと一緒に楽しめますよ」(独法)国立病院機構相模原病院の管理栄養士として、小児食物アレルギーの相談に応じる長谷川実穂さん。「安全に食べられる量や調理法が分かれば、食生活の幅がぐんと広がる。周りとの違いを寂しく思う子どもの気持ち、時に頑張りすぎてしまう家族の気持ちをくみ取りながら、食事を楽しむ工夫を伝えたい」と語る。【関連記事12面】

contents

- 02 特集 高齢者施設における看取りケア
- 04 NEWS & TOPICS
県知連「東日本大震災ボランティア活動報告」発行に向けて／保育分野の第三者評価をさらに進めていくために
- 06 私のおすすめ
世界中をブルーライトアップ！自閉症の理解をすべての人に…
- 07 福祉最前線 (公社)神奈川県社会福祉士会
- 08 連載 「社会的孤立」とは何か(第6回・最終回)
- 10 県社協のひろば
平成25年度青少年問題を考える集い／権利擁護ネットワーク支援・地域福祉推進セミナー開催報告
- 12 かながわHot情報
(N)アレルギーを考える母の会

高齢者施設における看取りケア

—その課題に施設職員はどのように向き合えるか

老いによる死は決して避けることができないものです。それが自然の理としても、看護職員に比べ、死について学びの機会が少ない介護職員が看取りに携わるのは、ストレスが大きいともいわれています。本会の「対人援助技術研修」で援助職としての忘れられない思い出を語り合うとき、しばしば、利用者との死別体験を挙げる人に出会います。それは、大事な思い出というニュアンスではなく、職員心に小さな棘が刺さっているかのように語られます。なぜ死別が棘として残るのでしょうか。

福祉施設を利用する方たちの人生の終末期に寄り添い、看取りの経験を職業人としての成長につなげるためには何が必要か。昨年実施した「社会福祉施設における看取りケアに関する調査」（以下、「調査」）、そして現場実践や本会研修受講者の声を交え、考えてみたいと思います。

利用者さんが亡くなるのが怖い

平成24年、県内の特別養護老人ホーム（以下、「特養」）で3732人、介護老人保健施設で779人が人生の終末を迎えました。高齢者施設で亡くなる方の人数は年々増えています。前述の調査では、回答をいただいた福祉施設のうち、83・3%が「看取りに心理的抵抗は伴わない」と回答していました。施設方針・組織方針として看取りケアを受け入れていたとしても、利用者の死と向き合うことについて、施設職員はどのように考えているのでしょうか。

調査の自由意見で最も多かったのは「看取りに臨む施設職員の姿勢」について考えさせられる内容でした。「新卒の職員が入職する中、『死

というものが不安・怖い・悪いことのようになり、看取り期に入った利用者との円滑なコミュニケーション・かわりが得られにくい」「看取り期に近づいた途端、介護職員の居室訪問が少なくなり、看護職員に丸投げのように感じる」とある。

看取りの基本的な考え方や知識不足からくる、不安感・恐怖感が先立っているようでもある」など、逃げ腰・及び腰になってしまいがちな施設職員の姿が浮かび上がりました。

※調査報告書は本会ホームページ(<http://www.wksky.jp>)に掲載中です

職員が職員を支える

「死に逝く人にかかわるのが怖い。そういう気持ちで口に出せないような雰囲気をつくってはいけない」

昭和53年に開所した、「高齢者総

合福祉施設 潤生園」（小田原市）の施設長・西山八重子さんはそう語ります。（福小田原福祉会が運営する潤生園は、「特養が生活の場であるの

なら、そこで看取るのは当たり前のこと」との考えから、開設当初より看取りケアを実践してきました。ただし、看取るのは当たり前という雰囲気があることで、新任職員が「自分がケアしているときに亡くなったらどうしよう」という気持ちを抑え込むようなことがあつてはならないと、西山さんは言います。

そうした気持ちを否定せず、吐き出せるように、主任や管理者が事務所や職員用休憩室などのバックヤードで待ち受けているそうです。不安を払拭するための方法の一つは、カンファレンスを繰り返して行くこと。常に利用者の全体的な変

化についてメモボードに記録し、職員全体に状況が見えるようにしています。情報の共有が職員の心理的なサポートにもつながるようです。

また看取り後には、かかわった職員全員が参加できるよう、複数回にわたりカンファレンスを開催しています。「亡くなった利用者さんの思い出を語り合い、ケアで良かった点を見つけている。まとめの中では『もっとこうすれば良かったのでは』という今後の課題も出し、死から学び、職員の成長につなげている」と西山さんは語ります。

看取りケアに取り組む条件は

本会では2月19日、施設職員を対象に「福祉施設における看取りケア」その考え方と実際」をテーマとした研修会を開催しました。保健師として、また特養の副施設長を務めた経験を持つ講師の鳥海房枝さんは「介護保険で看取り加算が創設されたのは、国が特養を『終の住処』と認めた証。死を特別視しないように、これから利用者も家族も、ケアする人も、死への準備教育が必要」と述べました。

この研修会では、グループで「看取りケアを阻むもの」「看取りケアを充実させるもの」を、それぞれの福祉施設の取り組みや課題を交えて情報交換しました。【表】

【表】研修会のグループワークで出された意見（抜粋）

看取りケアを阻むもの	看取りケアを充実させるもの
<ul style="list-style-type: none"> ・死が怖い／穢れの文化 ・「急変したときは病院」という感覚が抜けない ・看取りケアの知識・理解不足 ・看取り経験のある職員がいない ・認知症などで本人の意思確認が困難な状況 ・施設内に方針がない／看取り期を判断する基準があいまい ・施設内職員の連携不足 ・施設での看取りを希望する雰囲気（家族にない） ・嘱託医の協力体制がない 	<ul style="list-style-type: none"> ・本人、家族の考えを共有する／付き添い家族への連絡ノートを設置 ・職種別の役割を明らかにして臨む ・職員研修 ・先輩の経験を伝えてもらう ・「できることはしっかりやれた」という思いを持てる介護をする ・たん吸引のできる職員の夜間配置 ・自分の死生観について深く考える ・デスクカンファレンス（看取りカンファレンス）の実施



物理的障壁や人材不足も乗り越える

受講者から出された看取りを阻む要因のうち、調査回答とも共通する二つの課題について、再び潤生園の取り組みと合わせて考えてみます。

▼看取りケア専用の個室がない

多床室型の潤生園では、看取り期に入った際に静養室（個室）を利用することもありますが、「見慣れた部屋の景色を見ながら最期を迎えた

い」という本人・家族の意向から、多床室で看取ることもあると言います。ベッドの位置を少し動かして家族の付き添うスペースをつくるなど、同室の入居者に協力を求めることもありますが、トラブルはなく、入居者と付き添う家族の交流も芽生えるそうです。

▼常勤医や夜勤看護職員がいない

潤生園も常勤医はおらず、嘱託医は夜間早朝の対応はしない方針です。夜間に亡くなった利用者のご遺体は、医師の診断を受けるまで安置されますが「自然な形で亡くなられたご遺体は、急いで処置しなくても何も不都合はない」と西山さん。

また、看護職員への夜間のオンコール（緊急呼出し）もありません。夜間帯に起こりうる事態への対応方法について、看護職員から夜勤担当者に丁寧な伝える場をつくる、看護職員の勤務時間を少し調整して夜勤担当者との顔を合わせられるように工夫するなど、限られた人的資源の中で実践を重ねています。

西山さんは「死期が近づいたと判断された場合、いち早く家族へ連絡することも必要」とも語ります。

悲嘆のプロセスを経て成長へ

施設職員にとって、毎日顔を合わせてきた利用者との死別は、悲しくないわけがありません。死に畏怖の

(N)メイアイヘルプユー

理事・保健師
鳥海 房枝



「死」を特別視しないために

「死ぬ」ということは誰の身にも必ず起こることです。老いから死に向かうのは自然の摂理です。そこで“余計な邪魔”をしないことが大事だと思います。

看取り期の利用者に丁寧にかかわる施設ほど、職員は大きく成長します。利用者のご家族から「ここで看取ってもらえてよかった」という言葉をいただければ、それは職員の勇気となり、さらなる成長につながるのです。

ただし、看取りを充実させるための条件はあります。①看取りの方針があるか、②マニュアルや研修体制などが整備されているか、③医師の協力があるか、④家族の同意を得られるか。この4点を、看取りを行うみんなを確認していくことが必要です。（談）

念を抱くことも至極当然のことです。泣くことが許される場所で泣くという、施設職員にとっての悲嘆のプロセスを経ることが大事です。そして、そこで得た代えがたい体験や、残された看取りケアの課題を今後の利用者への支援に生かす。そうした積み重ねが現場の実践知となるに違いありません。

また、研さんを重ねることも重要です。研修受講者からは、今後参加したい研修テーマとして、「グリーフケア（喪失感や悲しみに寄り添うケア）」「死への準備教育」「チームケア」「看取りマニュアルの作成方法」などが挙げられ、本会への期待が寄せられました。併せて、在宅における看取りへの研修開催も望まれます。

一方、新たな課題も遡上してきています。障害者施設においても入所者の高齢化が進み、職員への看取り教育も必要だという声が現場から挙がっています。さらに高齢者施設では、「生活の延長としての死」ではない「切り取られた死」、すなわち、看取り期になってから特養に入所する利用者が増加傾向にあるそうです。

調査や研修で浮かび上がった課題にかかる、施設職員への支援方法をさらに検討する必要があります。本会では、現場での実践知を紡ぎながら、「多死時代」のさまざまな看取りケアの課題に研修を通じて取り組んでいきたいと考えています。

（福祉人材研修・介護支援専門員支援担当）

東日本大震災から3年、私たちに何ができるだろうか

―県知連「東日本大震災ボランティア活動報告」発行に向けて【寄稿】

平成23年3月11日午後2時46分。わが国における観測史上最大規模のマグニチュード9の大地震が発生し、その後の大津波は、東北地方・関東地方の太平洋沿岸部に壊滅的被害をもたらしました。あれから3年、復興への道のはまだまだ遠いです。

私たちに何ができるだろうか
～人的派遣

神奈川県知的障害施設団体連合会(以下、「県知連」)では、震災直後の4月1日から現地調査に入り、宮城県石巻市の福祉施設等への人的派遣を8月20日まで実施。派遣者数は、延べ881人を数え、県内の知的障害施設等の職員がボランティア活動として参加しました。当初通所施設への応援が中心でしたが、現地の要請に応じて、福祉避難所での24時間サポートを行うこととなります。派遣隊は1週間交代で現地に入りましたが、長



① 震災の爪あとが深く残る4月、宮城県に向かった第一次派遣隊
② 障害のある方たちとその家族が使用する仮設住宅の建設状況
③

期コーディネーター(現地調整担当)を置くことができなかつたため、次の隊とのスムーズな引き継ぎが課題でした。

また、現地スタッフ自身が被災していることも多く、被災者の心理状態や被災地の理解を図るためにも、現地のボランティアやスタッフとのコミュニケーションを図ることはとても重要でした。地域や人々のつながりを一瞬にして奪った震災。今回の人的派遣を通して、私たちの仕事が命と暮らし、人生をつないでいく、人々の復興に向けた「ライフライン」として求められていることを教わりました。あらためてそこから学

ぶものが「共に生きる社会のあり方」や「人々のつながり」であったと感じます。

県知連では本年度、県社協「第2種・3種正会員連絡会活動成果普及事業」の助成を受け、「東日本大震災ボランティア活動報告(仮称)」の作成を進めています。これまでの被災地での支援の記録と参加者の思いをまとめることで、今後の災害対策の取り組みに生かしていきたいと考えています。

私たちに何ができるだろうか
～人材育成

県社協においては、平成24年度より「災害発生初期対応施設職員ノウハウ研修(ファーストステップ)」が行われています。

研修カリキュラムは、県社協経営者部会や施設部会、有識者らで検討委員会を設置し、現地調査や聞き取りを踏まえ企画しました。私たち県知連はもちろん、関係団体による被災地支援の取り組み等を踏まえた構成になっており、特に「ファーストステップ」は、震災をより身近に受け止め、自法人・施設の実情に合わせて、災害時にリーダーシップを発揮できる人材

育成を目的としています。

これまでの4回(各2日間)、約200人の施設職員(高齢・児童・障害分野)の参加があり、こうした施設種別を横断した人材育成は、災害発生時に地域に貢献する社会福祉法人のあり方を考えていく上でも、今後重要なこととされています。

* * *

私たちの記憶は、時間と距離によつて薄らいでいくものです。それでも、震災のことは忘れてはいけません。さまざまなかたちで復興支援をするということは、「つながり」を持ち続けることであり、私たち自身や周りの多くの人命を守ることもなります。ぜひ、「つながり」を持ち続けてほしいと思います。



県知連設立50周年記念品として、福島県の福祉作業所が共同運営する「南相馬ファクトリー」に製作を依頼したマグネット(写真右)

◆神奈川県知的障害施設団体連合会

☎ 045-316-5610
FAX 045-324-0426

(福)みなと舎ゆう 森下 浩明

福祉のうごき

2014年1月30日～2月27日

Movement of Welfare

●介護福祉士資格の取得方法に関する見直しを延期

2月12日、厚労省は介護福祉士の資格取得方法の見直しにかかる改正規定の施行を1年間延期する法案を示した。当初は平成27年度より、実務経験に基づく介護福祉士国家試験受験資格に実務者研修(6カ月)を義務付ける予定だったが、介護労働の担い手不足に関する課題検討などのために準備期間を設けることとしている。

●就学援助率 過去最高の15.64%

文科省は2月12日、「平成24年度要保護及び準保護児童生徒数」を公表した。経済的理由から、学用品・通学用品・修学旅行・クラブ活動等にかかる費用を市町村が補助している児童生徒数は約155万人。全体数の減少により、前年度よりも減少しているが、就学援助率は15.64%と過去最高を更新した。本県の就学援助率は15.87%で、10万6,825人が補助を受けている。

●平塚市「成年後見利用支援センター」開設へ

平塚市は2月12日、認知症高齢者の増加や知的障害・精神障害のある方たちの親亡き後の問題を踏まえ、「成年後見利用支援センター」開設に向けた平成26年度予算案を発表した。市民後見人養成や成年後見制度に関する相談支援・普及啓発等を役割とし、法人後見事業を行う同市社協と連携しながら業務を進めていく予定。

●福島県 震災関連死1,664人

福島県の調べにより、2月27日現在、東日本大震災発生以降の体調悪化などが原因で亡くなった震災関連死の死者数が1,664人に上ることが分かった。同県は原発事故による住民避難が続いており、岩手県や宮城県の死者数に比べて、関連死による死者数の多さが際立っている。

一般家庭から大型ビルまで最新のエレクトロ技術により安心と安全を提供します。防犯カメラや新型AEDも取扱っております。

京浜警備保障株式会社

代表取締役社長 岡本誠一郎

本社 〒221-0056 横浜市新神奈川区金港町5番地10 金港ビル4F内
☎(045)461-0101 代表 FAX(045)441-1527

一般社団法人
神奈川県福祉研究会
福祉施設経営相談室 税務・会計の専門相談員

理事 伊藤 正孝(☎045-412-2110)
同 辻村 祥造(☎045-311-5162)
同 西迫 一郎(☎046-221-1328)
同 林 雄一郎(☎0466-26-3351)
代表理事 八木 持雄(☎042-773-9266)

あなたの情報発信のおてつだい
デザイン・印刷・ホームページ制作

きかん印刷
株式会社 神奈川機関紙印刷所
〒236-0004 横浜市中区磯子区 2-1-12
営業部 TEL045(785)1709/1708 FAX045(784)8802
制作部 TEL045(785)1708 FAX045(780)1588
http://www.kki.co.jp/

保育分野の第三者評価をさらに進めていくために

福祉サービス第三者評価(以下、「第三者評価」)をめぐるのは、昨年度より社会的養護関係施設の受審が義務化され、厚労省の「社会福祉法人の在り方等に関する検討会」においても、社会福祉施設全般の受審の重要性が議論されています。

特に保育分野では、昨年6月の規制改革実施計画において「保育の質の評価の拡充」がうたわれ、さらに横浜市においては、本年度より一部施設(保育所、福祉型・医療型障害児入所施設、福祉型・医療型児童発達支援センター)の第三者評価受審が義務化されるなど、具体的な動きもみられています。保育分野の第三者評価の項目は、子どもへの支援のほか、保護者とのコミュニケーション、地域との関係構築、実習生やボランティアとの関係構築、実習生やボランティアアとのかかわりなど多岐に渡ります。中でも、配慮を要する子どもへの支援に向けた職員体制の整備や、プライバシーに配慮した相談対応のための施設整備、保育士が勤続していくための環境づくり等、

個々の保育所の工夫・努力だけでは解決できない課題も、これまでの評価結果から見えてきました。第三者評価には、制度の基盤強化や発展につなげるよう課題提起していく役割もあります。本会では、評価結果の積み上げから、保育分野の政策課題の分析作業を進めているところです。

評価結果や課題分析を
本会ホームページ
(<http://www.knsyk.jp>)
に掲載中!



ふくしみるっ
マスコットキャラクター

(社会福祉施設・団体担当)

福祉最前線

—現場レポート—

(公社)神奈川県社会福祉士会

会長 山下 康



平成4年設立、同25年に公益社団法人移行。厚労省に登録した社会福祉士のうち、県レベルの会員により構成。会員数2,635人(平成26年1月現在)。権利擁護活動、普及・啓発、各種研修事業を実施。

〈連絡先〉 ☎045-317-2045 FAX045-317-2046

URL <http://www.kacsw.or.jp>

◎このコーナーでは県内各地の福祉関連の当事者・職能団体等の方々から日ごろの取り組みをご寄稿いただきます。

生活困窮者自立支援の取り組みについて

わが国の経済雇用状態は、日本の雇用の柱である「終身雇用と年功賃金」の下に経済発展してきました。しかし、平成20年のリーマンショック以降の経済失速や、グローバル化に伴う産業の空洞化の結果、早期退職者や企業倒産、派遣労働者の増加など、社会全体に深刻な影響を及ぼしました。セーフティネットの機能不全により、経済的困窮者が生活保護制度に駆け込む事態となりました。

国は社会保障審議会特別部会での生活困窮者の生活支援のあり方に関する報告を受け、「生活困窮者自立支援法」と「生活保護法の改正」に着手し、平成25年12月に同法案と改正案の成立に至りました。(社)日本社会福祉士会でも、早くから貧困対策に目を向け、社会保障審議会特別部会の委員として尽力してきたところです。

(公社)神奈川県社会福祉士会は、平成23年4月より、県から「ホームレス等及び生活困窮者支援事業」の委託を受けました。事業内容としては、県央地区で一般のパートを借り上げ、そこで期間限定で住居を提供すると

ともに、その間に生活の立て直しや就労に向けた支援等を行っています。

また、「生活困窮者支援ネットワーク委員会」にて「地域の中で生活課題を抱える方を早期に発見し、社会福祉士のネットワークを生かして必要な支援につなげ、再び生活困窮に陥らないように支援すること」を目的として活動しています。「誰もが地域で健やかに安心して暮らせるために！」を目標に、さまざまな研修などを行いながら、地域のネットワークを構築しているところです。

その一つとして、昨年10月に県より、「生活保護受給者社会的居場所づくりモデル事業」を受託し、社会から孤立しがちな側面のある生活保護を受ける方々を対象に、料理教室・サロン等の開催や、公営住宅等への入居に向けた支援に取り組んでいます。

平成24年度には20周年を迎え、本年度には公益社団法人に移行しました。今後も社会福祉士の専門性を生かし活動を広げていきたいと考えています。

全国社会福祉協議会 保育所のためのしせつの損害補償

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険 検索 保険料試算ができます

有利な補償と割安な保険料です

加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営している認可保育所です。

プラン1 保育所業務のための補償

- ①基本補償
- オプション1 訪問・相談等サービス補償
- ②個人情報漏えい対応補償
- ③保育所の什器・備品損害補償

必要な補償を3つのプランでご用意しました

プラン1-0		補償額	年額保険料	
賠償事故に対応	対人賠償(1名・1事故)	1億・7億円	園児1~50人	17,300~22,700円
	対物賠償(1事故)	1,000万円	園児51~100人	23,900~29,300円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	園児101人~150人	30,500~35,300円
	うち 現金補償限度額(期間中)	20万円	加入例	
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	園児50人	保険料22,700円
初期対応費用(期間中)	500万円	園児100人	保険料29,300円	
見舞費用(期間中)	10万円			

プラン2 保育所利用者のための補償

- ②園児の傷害事故補償
- 地域子育て支援拠点事業等参加者傷害事故補償
- ③園児送迎車搭乗中の傷害事故補償

プラン2-3	補償額(1口あたり)	年間保険料	
死亡保険金	103万円	1名/1口あたり	530円
後遺障害保険金	程度に応じて死亡保険全額の3~100%	加入例(1口加入)	
入院保険金(1日あたり)	800円	園児60人	31,800円
手術保険金	8,000円・16,000円・32,000円	園児80人	42,400円
通院保険金(1日あたり)	500円	園児100人	53,000円

プラン3 保育所職員のための補償

- ①保育所の労災上乗せ補償
- ②保育所職員の傷害事故補償
- ③保育所職員の感染症罹患事故補償

●この保険は全国社会福祉協議会が保険会社と一括して契約を行う団体契約(「賠償責任保険」「普通傷害保険」「労働災害総合保険」「約定履行費用保険」「転産総合保険」)です。

●このご案内は概要を説明したものです。詳しい内容のお問合せは下記をお願いします。

社会福祉法人
全国社会福祉協議会
(引受新事保険会社) 株式会社 損害保険ジャパン

株式会社 福祉保険サービス
〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL:03(3581)4667 FAX:03(3581)4763

(5/12-11/34 2013.2.6作成)

新たな生活困窮者支援制度と「社会的孤立」

～地域における「総合相談」の展開に向けて～

本年度の連載では、生活困窮者支援をめぐる国の整理を出発点に、経済的困窮にとどまらない生活困窮の課題について考えてきました。特に後半では「社会的孤立」に注目し、若者や心の病のある方、認知症の方と家族、高齢期を迎えようとする方や、外国につながる方たちにとって、どのような孤立の現実があるのか、本県の福祉実践をもとに追ってきたところです。

そこで最終回となる今回は、新たな生活困窮者支援制度を踏まえた地域の「総合相談」の展開に向けて、大阪市立大学大学院生活科学研究科教授の岩間伸之さんにご寄稿をいただきました。

「社会的孤立」といかに向き合うか

これまでの5回の連載では、「社会的孤立」の多様な諸相が浮き彫りにされています。ここで明らかになったことは、私たちの暮らしのごく身近なところで「社会的孤立」が生じていること、その多くは経済的困窮と隣り合わせであること、またそうした「社会的孤立」を生み出す要因は多様かつ複合的で構造的であることです。さらには、「社会的孤立」をめぐる課題は、「社会的排除」とも深く重なり合っているという認識も大切でしょう。

現代社会を象徴する構造的課題として「社会的孤立」を捉え、そこから目を逸らさずに向き合うことが求められます。そのためには、その現実を直視することから始める必要があることは言うまでもないことです。

しかしながら、「社会的孤立」の多様さと深刻さを訴えるだけでは何も変わらないことも事実です。具体的な対応へと踏み出す時がやってきています。平成27年4月施行の生活困窮者自立支援法は、福祉事務所設置自治体に、自立相談支援事業等の実施を義務づけています。この法律に基づく各事業は、「社会的孤立」に対応する一つの重要な手立てとなるはずですが、その際、この新たな生活困窮者支援制度の枠内で何ができるかだけでなく、これをうまく使えば地域で何ができるかという発想がとて大切となります。

この新たな生活困窮者支援制度を、地域における新しい支援のかたちとして根づかせる



大阪市立大学大学院 生活科学研究科教授 岩間伸之さん／同志社大学大学院文学研究科社会福祉学専攻博士課程後期修了。大阪市成年後見支援センター運営委員会委員長、(N)西成後見の会代表理事。現在、厚労省生活困窮者自立促進支援モデル事業推進検討会委員。

ことができるか。本制度を有意義なものとして展開していくためには、制度が内包する理念を正確に認識し、その中核となる自立相談支援事業を生活圏域に深く根ざした「総合相談」として展開することが不可欠です。

「生活困窮者」とは誰のことなのか

本制度の対象となる「生活困窮者」をどのように規定するかによって、その取り組みは大きく変わってきます。同法第2条においては、「生活困窮者」とは、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう」とされています。この条文から素直に読み取れば、生活困窮者とは、「すでに経済的に困窮した状態にあり、生活保護の手前にある人」ということになりま

す。一般的にも、「お金に困っている人」と受け取る人が多いに違いありません。しかしながら、同法の成立過程における議論においては、生活困窮者とは経済的困窮のみならず社会的孤立を含むものとして議論してきた経緯があります。実際、経済的困窮者の多くは、複合的な生活上の課題を抱えています。そうした場合には、表面的な経済的課題の

みに対応しても本質的な解決に至ることはな
いでしよう。社会的孤立と経済的困窮に至る
問題構造は深く重なりあっています。長期の
ひきこもり、ホームレス、自殺企図、自己破産、
ゴミ屋敷等々に至る課題は、個別に複雑で深
刻です。こうした社会的孤立は、同時に社会的
排除の問題でもあるのです。

「生活困窮者」とは誰のことなのか。そこに
「社会的孤立」を包含することによって、この
新制度は個別支援と地域支援を一体的に推進
する、つまり「総合相談」という地域における
本来の支援の視座とかたちを創造することに
つながります。

生活困窮者支援制度の理念を問う

新たな生活困窮者支援制度の理念は、法律
そのものではなく、その成り立ちに色濃く反
映されています。制度の中核をなす自立相談
支援事業における理念とは、おおむね次の6
点に整理できます。

1. 社会的孤立を含む生活困窮者への支援

生活困窮者を経済的困窮のみならず、前述
のように、社会的孤立にまで広げて対象とす
ることです。結果として、地域生活上の生活の
しづらさに焦点を当てて支援を展開すること
になります。その実践の蓄積は、「制度の狭間」
を解消することにつながります。

2. 予防的機能の推進

「事後対応型」からの脱却を図り、「事前対応
型」への転換を視野に入れた予防的アプロ
ーチを推進することです。早期発見・早期対応

によって、深刻な事態に陥ることを未然に防
ぐ予防的支援が重視されることとなります。

3. アウトリーチ機能の推進

専門職が本人の生活拠点である地域に出向
き、ニーズのある本人に個別に働きかけるこ
とです。同時に、小地域における早期発見のた
めのネットワークの形成や地域住民が身近な
ところで支え合うプログラムの創出を積極的
に仕掛けていくことが求められます。

4. 伴走型支援機能の推進

単発的で一時的な支援ではなく、本人の状
況に合わせたオーダーメイドの支援を個別的
かつ継続的に展開します。その過程では、本人
の主体性を喚起する働きかけと本人を取り巻
く環境との関係づくりが重視されます。結果
として、生活面の支援だけでなく、本人の人生
そのものを支えることとなります。

5. 「出口戦略」としての社会資源の創出

支援プロセスの入口にあたる早期発見・早
期対応のみならず、「出口」の支援の強化が必
須となります。就労支援の充実・強化は、新た
な生活困窮者支援制度の柱の一つですが、そ
れを「出口戦略」として社会資源の創出につ
なげることが大切です。ここでは、一般就労に
至るまでの社会的居場所づくりや中間的就労
といった本人のステージに応じた支援が強調
されることとなります。

6. 地域における多層のネットワークによる協働的支援の展開

地域のあらゆる関係者及び組織・団体が自
ら担い手として関与し、当事者、地域住民、専

門職、行政、NPO等が協働して個別支援と地
域支援に取り組むことです。すなわち、特定の
機能を特定のセンター等が担うのではなく、
地域で機能を共有することです。

地域における「総合相談」の展開に向けて

生活困窮者支援制度が内包する理念を具現
化するための「仕掛け」として、自立相談支援
事業における総合相談モデルを提示してきま
した(※)。これは、生活のしづらさを抱えた人
たちが暮らす生活の場を拠点として「総合相
談」を展開しようとするものです。

ここでは、中学校区レベルの日常生活圏域
を実践上の基礎単位(基本ユニット)とし、総
合相談を推進するための中核として位置づけ
ています。総合相談も伴走型の継続的支援も、
生活の場である地域を拠点としてこそ、その
特性が十分に発揮されます。また、基本ユニッ
トにおける展開の方法として、「地域を基盤と
したソーシャルワーク」を想定しています。そ
の特質は、「個を地域で支える援助と個を支え
る地域をつくる援助を一体的に推進するこ
と」を基調としている点にあります。

この新たな制度を理念に基づいて積極的に
進めることによって、「社会的孤立」を含めた
生活のしづらさに対応できる総合相談の展
開、ひいては地域福祉の推進につながるはず
です。(いわま のぶゆき)

※参考文献

岩間伸之著「新たな生活困窮者支援制度の理念と『総
合相談』の推進―社会福祉協議会に求められる役割」
『月刊福祉』96―12、全社協2013年11月、22―27頁

児童虐待を背景とする犯罪・非行の防止に向けた
地域づくりのあり方を考える

「平成25年度青少年問題を考える集い」開催報告

2月3日、平成25年度青少年問題を考える集い（以下「集い」）を開催しました。

この集いは本会保護司部会の主催により、20年以上にわたり、青少年を取り巻く諸問題について保護司と民生委員児童委員が一堂に会して課題を共有する場として開催しているものです。

本年度は「児童虐待を背景とする犯罪・非行の防止に向けた地域づくりのあり方を考える」をテーマとし、児童相談所や教育委員会、県警察の少年相談・保護センターの取り組み



当日は、保護司・民生委員児童委員・更生保護女性会関係者等、305名の参加がありました

状況を基に、児童虐待の状況や親世代から子世代へと引き継がれてしまう児童虐待と犯罪・非行の関係性について知るとともに、虐待のある世帯や青少年の非行への対応について事例から学び、保護司や民生委員児童委員として地域においてどのような取り組みをすべきかを考える機会となりました。

昨今、更生保護の分野においては、初犯者がおおむね減少傾向にある一方で、刑務所等の矯正施設を出所した人の再犯・再入所の防止や、地域への生活の定着に向けた福祉的な支援が喫緊の課題となっています。こうした中、保護司部会委員会では、保護司をはじめとする更生保護関係者と民生委員児童委員などの福祉関係者との連携が極めて重要であるとの認識から、さまざまな場面での課題の共有や情報交換を求める声が強くなっています。

この集いの開催には、県内の各地域での交流のきっかけとなることへの期待も込められています。

（生活支援担当）

地域における新たな生活困窮者支援

「権利擁護ネットワーク支援・地域福祉推進セミナー」開催報告

1月31日、大阪市立大学大学院教授の岩間伸之さんを講師・助言者に迎え、茅ヶ崎市社協や静岡県富士宮市、同市社協からの事例報告を交えながら、「新しい生活困窮者支援制度が意味するもの」地域における「総合相談」の展開に向けて」をテーマにセミナーを開催しました。【関連記事8・9面】

当日は行政・市町村社協・相談支援機関等から240名の参加があり、関心の高さがうかがわれました。冒頭に、茅ヶ崎市社協から、長期にわたり「ひきこもり」の状態にある方への支援について事例報告がありました。報告を受けて講師からは、「既存の支援の枠組みでは対応が難しい重層化したニーズや新たな生活課題への対応は待ったなしの状況にあり、生活困窮者自立支援法は新たな支援のかたちを描く契機と捉えるべき」との話がありました。

さらに、生活困窮者支援制度の支援の対象を経済的困窮のみならず社会的孤立にまで広げ、生活圏域に深く根ざした「総合相談」として、「個を支える援助」と「個を支える地域



茅ヶ崎市社協の熱田葉子さん(上)の事例報告に、熱心に耳を傾ける参加者の皆さん

をつくる援助」の一体的な展開が求められていると提起されました。

セミナー後半では、富士宮市福祉総合相談課の新谷久美子さん、同市社協の小野田正樹さんより、生活困窮者自立促進支援モデル事業の取り組み状況をお話いただきました。モデル事業をきっかけに同市の総合相談体制を強化し、市社協の地域づくりの実践とも連動するなど、生活困窮者を地域全体で支えていく取り組みの説明に、参加者からは「地域でのネットワークづくりに生かしたい」との声が挙がっていました。

生活困窮者を地域の中でどのように支えていくか。平成27年4月の法施行を控え、それぞれの地域特性を生かした「総合相談」の仕組みづくりが急がれます。

／地域福祉推進担当

役員会の動き

◇**理事会**＝2月25日(火)①副会長の選任②評議員の選任③正会員の入会申込み④県社会福祉会館管理規程の一部を改正する規程(案)⑤平成25年度県社協一般会計並びに特別会計補正予算(案)

新副会長紹介

◇**副会長**＝浅野朝子(民生委員児童委員部会)

新会員紹介

【経営者部会】(福)ユーアイ二十一
【施設部会】特別養護老人ホーム太陽の家、ハートピア湘南第二

本会への応援に感謝いたします

【賛助会員】本会事業の趣旨に賛同し、ご入会いただきました企業・団体等
▽愛知工芸社▽(株)あんざい▽(株)アレーター▽(株)石井商事▽(社)神奈川県生命保険協会▽共和興業(株)▽クリエイティブカミヤ(株)▽京浜化工(株)▽(株)柴橋商会▽(株)シマソービ▽(株)ソーゴイベント▽大栄電子(株)▽東宝防災(株)▽東洋羽毛首都圏販売(株)▽ニュートリー(株)▽(株)ねずらむ▽(株)柏苑社▽(株)話し方教育センター▽富士産業(株)▽(株)ホテル、ニューグランド▽名鉄観光サービス(株)▽(株)メディケアー▽八木時雄税理士事務所▽(株)八雲堂▽(株)安江設計研究所▽(株)Yuki Print▽(有)横浜総合印刷
【部会協力者】各種招待行事や寄託品等、本会施設部会事業にご協力をいただきました企業・団体等
▽諸磯ヨットオーナーズクラブ▽(一

社)日本プロサッカー選手会▽(株)三菱東京UFJ銀行CSR推進部▽(公財)ポーラ美術振興財団▽(株)カレンズ▽横浜西ロータリークラブ▽横浜戸塚西ロータリークラブ▽神奈川県民共済生活協同組合▽ジョンソン(株)▽日本シャクリー(株)▽(公財)オリックス財団▽(株)シュガーレディ▽横濱フォーティーズ野球倶楽部▽横浜市ソフトボール協会▽三菱商事(株)社会貢献チーム▽KCG GROUP(株)▽(公財)資生堂社会福祉事業財団▽三菱UFJメリルリンチPB証券(株)▽(公財)神奈川新聞厚生文化事業団▽(福)テレビ朝日福祉文化事業団▽(株)横浜銀行▽(一社)スポーツ・トゥー・ハート・プロジェクト▽(株)資生堂▽資生堂販売(株)首都圏支社▽(公財)報知社会福祉事業団▽(株)京急油壺マリンパーク▽神奈川県遊技場協同組合▽神奈川県福祉事業協会▽横浜キワニスクラブ▽(公社)日本プロサッカーリーグ(Jリーグ)▽(社)神奈川県養豚協会▽関東アイスクリーム協会▽(N)日産労連NPOセンター「ゆうらいふ21」▽神奈川昭和会▽(一社)日本塗装工業会神奈川支部▽(一社)神奈川県自動車会議所▽JXホールディングス(株)▽(公社)あゆみの箱▽神奈川トヨタ自動車(株)▽(株)ツルハホールディングス(株)、芙蓉工業(株)
(いずれも順不同、敬称略)

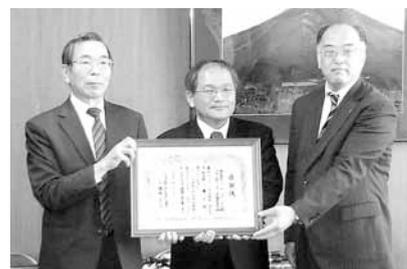
寄附金品ありがとうございました

【一般寄附金】広瀬公子、神奈川県大衆音楽協会
【交通遺児援護基金】横浜ビルシステム(株)

【子ども福祉基金】佐藤和成、寺下比呂世

【ともしび基金】県立小田原養護学校職員一同、(福)三育福祉会ともしびショップ保健福祉大学、メナード東十条、脇隆志、木村商事グループカフェプラザオークラ港北インター店、八幡温泉 (合計374,919円)

【寄附物品】湘南弦楽合奏団、神奈川県定年問題研究会、(株)ツルハホールディングス・クラシエホールディングス(株)、西区子ども会育成連絡協議会 (いずれも順不同、敬称略)



県内の介護老人保健施設へ車いすと杖をご寄附いただき、(株)リバース石川幸男取締役副社長(中)、クラシエホームプロダクツ販売(株)久森成樹取締役(右)に感謝状を贈呈

ホームページバナー広告募集中!

本会ホームページ (<http://www.knsyk.jp>) に掲載するバナー広告を募集しています。皆さまの広報活動に、ぜひご活用ください。

- 1. 掲載料 (1カ月あたり、税込)**
掲載期間6カ月以上 10,800円
掲載期間1～5カ月 11,880円
- 2. 規格**
・60ピクセル×160ピクセル (固定)
・4キロバイト以内
・GIF形式 (アニメーションGIF不可)
- 3. 掲載期間**
1カ月を単位とし、最長1年間
(平成27年3月31日まで)

【問合せ先】

本会企画調整・情報提供担当
☎045-311-1423 FAX045-312-6302
E-mail kikaku@knsyk.jp



一 社会福祉施設の設計監理 一

株式会社 安江設計研究所

東京都港区高輪 2-19-17-808
Tel 03 (3449) 1771(代) / Fax 03 (3449) 1772
E-Mail yasue@yasue-sekkei.co.jp
URL <http://www.yasue-sekkei.co.jp/>

新築・増築・改修の他、耐震診断・建物定期報告・
アスベスト調査等お気軽にご相談ください

印刷の事ならおまかせください
●パンフレット・冊子
●そのほか
●ポスター・名刺
●ロゴマーク

お気軽にご相談ください!
株式会社 **あんざい**
横浜市港南区下永谷 3-24-29
TEL 045-822-8497
FAX 045-824-1303
mail: anzai@p-anzai.jp

「食」を通じた子どもの育ちを支えるために

(N)アレルギーを考える母の会

児童相談所の一時保護所や保育所、学校などでの誤食事故が全国で頻発する中、食物アレルギーへの対応について、関係者の意識が高まってきています。

特定の食物を食べたり、触ったり、吸い込んだりすることにより起こる食物アレルギー。じんましんやかゆみといった症状は、1歳までの赤ちゃんに多くみられます。

医師の判断に基づき、必要最低限の原因食物を取り除くことが必要ですが、成長とともに食べられるようになる症例も多くあります。

「小学校に入学するまでに、症状が落ち着く子どもが多い」と、



(右)「アレルギーの原因食物となる卵・牛乳・小麦は、多くの加工食品に使われています。なるべく身近なもので、手軽においしく食べられるように食事の工夫を考えていきます」と長谷川さん

(左) (独法)環境再生保全機構「ぜん息予防のためのよくわかる食物アレルギーの基礎知識(2012年改訂版)」では、診断・治療、給食・献立作成のポイント、災害時の備えなどが分かりやすくまとめられています(同機構ホームページに掲載中)

◆(N)アレルギーを考える母の会

相談日：毎月第4火曜日 午前10時～12時
 場所：かながわ県民センター12階
 方法：電話または来所
 連絡先：☎045-312-1121(内線3221)
 ※相談日のみ電話対応可
 URL <http://www.hahanokai.org>
 ※本会「平成24年度地域福祉(ともしび)推進助成金」の助成団体です

(N)アレルギーを考える母の会代表の園部まり子さん。それでも、いったん食べない生活に慣れてしまうと、念のため、心配だからと除去食を続けてしまうことが多々あり、栄養バランスを偏らせてしまったり、成長障害を起こすこともあると言います。

そこで同会では、患者本人・家族・関係者に向けて、病気の正しい理解と自己管理・支援に関する啓発活動、適切な医療情報の提供などを行う相談活動、調査・研究活動を行っています。学校や保育所、給食センターなどが主催する研修会への講師紹介も行っており、

表紙取材に伺った長谷川さんも、その協力者の一人です。

長谷川さんのもとには、たくさんのお医者さんや専門家、さまざまな情報に混乱した状態を訪れることもあるそうです。食物アレルギーの診断は「食物経口負荷試験」(専門医のもとで、原因と考えられる食物を実際に食べて症状の有無を確認する)が基本とされていますが、医療現場の考え方にはまだまだ大きな差があり、専門病院も限られています。

「医師から適切な診断を受け、食べてよいものかどうかを正しく判断できるようになれば、生活の幅が広がる。思い込みや誤解があつた場合は正しい情報を伝え、一緒に見直せることがないか考えていくことが、本人や家族とかかわる関係者の役割だと思ふ。乳幼児期の食生活が食習慣につながり、その後の生活に大きく影響していくことを忘れないでほしい」

食事を楽しむ気持ちや、集団生活の中の「食」を通じたコミュニケーションを大切に、子どもたちの食の安全を考えていこうと、長谷川さんは伝えていきます。

(企画調整・情報提供担当)

～ 円滑な施設運営を支える 民間社会福祉施設賠償責任保険 ～

不測の事故等で、施設に管理責任を問われる場合に備えた保険があります。

- ▶ 施設の不備・欠陥
- ▶ 職員の業務上の管理・指導ミス
- ▶ 施設で提供した飲食物

での、施設が法律上負うべき損害賠償責任において、賠償金や訴訟費用などを保険金としてお支払します。

補償制度は… 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会 福祉サービス推進部(社会福祉施設・団体担当)
 TEL:045-311-1424/受付時間:平日の9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)

保険内容は… (取扱代理店)株式会社アレーター
 TEL:045-444-3039/受付時間:平日の9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)
 (引受保険会社)日本興亜損害保険株式会社 横浜支店 営業課
 TEL:045-201-6720/受付時間:平日の9:00～17:00(土・日・祝日・年末年始を除きます)



NK13-30725

「福祉タイムズ」は、赤い羽根共同募金の配分を受けて発行しています